

## 小学校飼育動物の治療に関する事業要綱

### (設 置)

第1条 千葉市教育委員会と千葉市獣医師会は、小学校飼育動物の治療に関する委託事業を円滑に推進するため、小学校飼育動物に関する運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について事務を所掌する。

- (1) 小学校飼育動物の治療に関する委託契約に関すること。
- (2) 小学校飼育動物の治療に関する事業について協議し、事業を円滑に運営すること。
- (3) 治療を受ける各小学校への事務等に関すること。
- (4) その他、事業の運営に必要な事項。

### (組 織)

第3条 運営委員会は、千葉市教育委員会と千葉市獣医師会の委員をもって構成する。

- 2 委員長は教育次長をもって、副委員長は千葉市獣医師会会長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 委員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を統括し、運営委員会を代表する。
- 5 委員の任期は、翌年3月31日までとする。

### (会 議)

第4条 委員長は必要に応じて運営委員会長を招集し、その議長となる。

### (予 算)

第5条 千葉市教育委員会は、千葉市獣医師会に委託費を措置する。

- 2 千葉市獣医師会は、委託事業の執行状況を年度末に千葉市教育委員会に報告する。

### (庶 務)

第6条 運営委員会の庶務は、学校教育部教育指導課において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条の3 委員）

千葉県獣医師会副会長

千葉県獣医師会学校飼育動物委員会委員長

千葉県教育委員会学校教育部教育指導課長

千葉県教育委員会学校教育部教育指導課統括指導主事

千葉県教育委員会学校教育部教育指導課担当指導主事

千葉県校長会担当校長